

令和3年8月2日

住民自治（まちづくり）協議会各位

香取市市民活動支援センター所長

新型コロナウイルス感染症に関する緊急事態宣言における住民自治
（まちづくり）協議会の会議・事業について

千葉県全域を対象区域とする緊急事態宣言が、8月2日から8月31日までを期間として発令されました。県全域が爆発的な感染拡大及び深刻な医療体制の機能不全を避けるための対応が必要な状態にあり、県民に日中を含めた不要不急の外出自粛などが要請されました。

感染拡大を防ぐため、会議や事業などの開催時は「会話をするときにはマスクを着用」、「参加者の体調チェックや手指消毒」、「座席配置は斜め向かいで距離を確保」、「小まめな換気」、「20時以降の開催・会食は行わない」など、今一度、基本的な感染予防対策を徹底してくださるようお願いいたします。

問合せ先

佐原市民活動支援センター	電話 50-1213
小見川市民活動支援センター	電話 79-5710
山田市民活動支援センター	電話 79-7310
栗源市民活動支援センター	電話 75-2112